

少子化対策、子ども・子育て支援について

平成27年1月30日

有村治子 臨時議員提出資料

平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

○ 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の改善」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要な不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

○ 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。

○ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

子ども・子育て支援の充実

I. 子ども・子育て支援新制度の実施(27年4月施行予定)

所要額(公費) 4,844億円

合計(公費) 5,127億円

- 平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費) ☆
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費) ☆

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業 ☆
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 等

(☆は待機児童解消加速化プランの取組としても位置づけ)

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

<量的拡充>

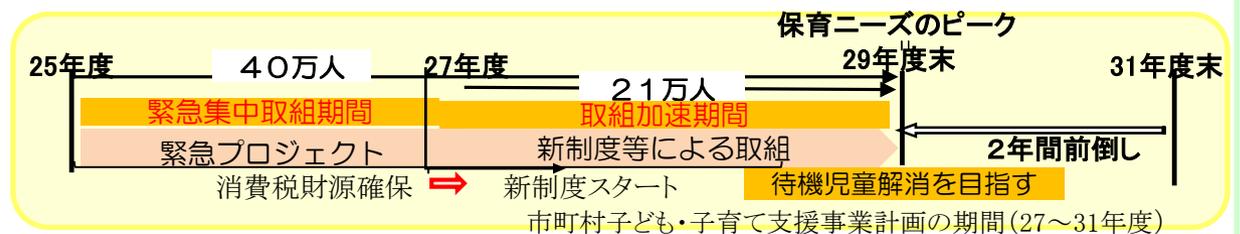
市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

<質の改善>

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。

【参考：待機児童解消加速化プラン】

「緊急集中取組期間」(25・26年度)における取組(約20万人分の受け皿を確保する予定)に加え、新制度で弾みをつけ、「取組加速期間」(27～29年度)で更に整備を進め、平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。<平成27年度では、約8万人分(※)の受け皿を確保する予定>



消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。

※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、引き続き、別途適切に確保。

※確保する約8万人分の受け皿の一部については、前倒しして整備を行う。(26年度補正予算)

II. 社会的養護の充実

所要額(公費) 283億円

- 児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム等)の推進など、質の改善を図る。
- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)

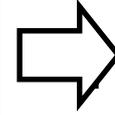
新たな少子化社会対策大綱の策定について

経済財政運営と改革の基本方針2014

～デフレから好循環拡大へ～(平成26年6月24日閣議決定)(抄)

(4)少子化対策

新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定する…。



「新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会」
を発足(平成26年11月10日)

- 座長: 佐藤 博樹 中央大学大学院戦略経営研究科教授
- 学識経験者、産婦人科医、小児科医、知事、民間企業、メディアにより構成

検討会の提言の方向

基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面へ～

1. 早期・集中的に少子化対策を進める

- ・ 今後5年間で「少子化対策集中取組期間」と位置づけ、必要な財源を確保し、施策を抜本的に充実。

2. ライフステージの各段階に応じ、一人ひとりを支援する

- ・ 結婚・妊娠・出産・子育ての各段階において希望の実現を阻害している要因を取り除くことと希望の実現を支援。教育や就労も重視。

3. 地方自治体との連携を強化し、地域ごとの少子化対策を推進する

- ・ 国と地方自治体が連携し、安心して子供を生み、育てられる地域の実現を目指す。

4. 社会全体で行動し、少子化対策に取り組む

- ・ 次世代を生み育てることや、妊婦、子供、子育てを大切にするという意識を社会全体で共有し、行動。

重点的に取り組む課題

- 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行と必要な財源の確保等子育て施策の充実 に加え、
- 地域の実情に即した取組の強化
- 若い年齢での結婚・出産についての希望が実現できる環境の整備
- 子育て支援における多子世帯への一層の配慮
- 男女の働き方改革 ～特に男性に向けて～

參考資料

平成27年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈27年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.35兆円

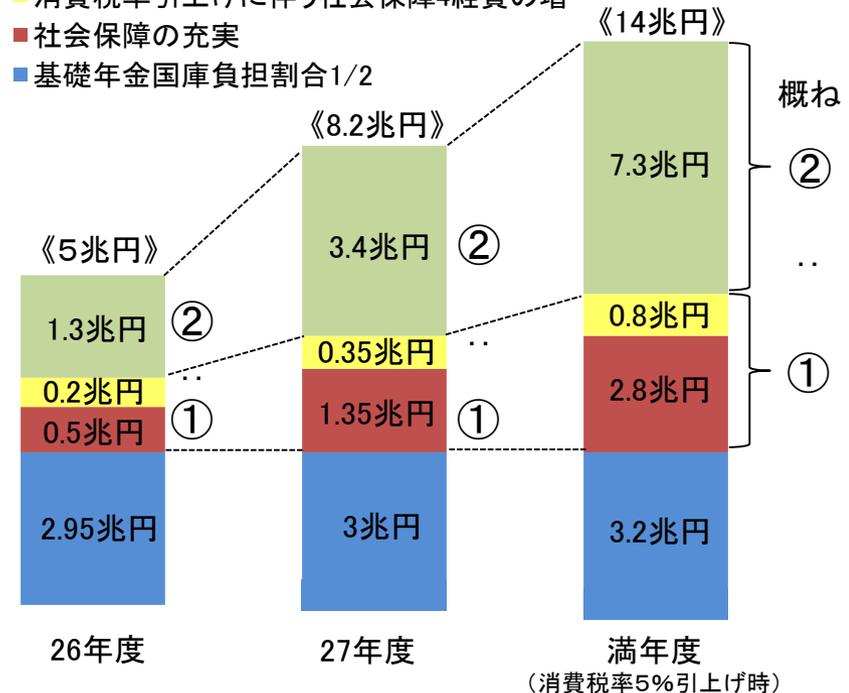
○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

（参考）算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
- 社会保障の充実
- 基礎年金国庫負担割合1/2



（注）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成27年度 予算案 ^(注1)			(参考) 平成26年度 予算額	
		国分	地方分			
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 ^(注3)	2,649	2,915	
	社会的養護の充実	283	142	142	80	
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56 ^(注4)	6	64	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	544
		・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	392	277	115	353
	地域包括ケアシステムの構築	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	—
		・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等	1,051	531	520	—
		・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	236	118	118	43
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	—
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	—
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	42
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	—
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154	298	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10	
合 計		13,620	6,786	6,833	4,962	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

平成27年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」項目

○ 子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施。

	量的拡充	質の改善
所要額	3,097億円	2,030億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の改善 合計 5,127億円

○ 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

子ども・子育て支援新制度の財源確保について

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抄）
（平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

二. 社会保障改革関連5法案について

（1）子育て関連の3法案の修正等

- ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
 - 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。
 - ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜粋

附則

（財源の確保）

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議

（平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

4. 少子化危機突破のための緊急対策
（平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定）（抜粋）

5 制度・財政面での対応

（1）子ども・子育て支援新制度等の財源確保

- 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月（予定）における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源（0.7兆円）を含め1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書

（平成25年8月6日）（抜粋）

3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

（1）取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保

（略）子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる財源（0.7兆円）では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。

6. 経済財政運営と改革の基本方針2014 ～デフレから好循環拡大へ～
（平成26年6月24日）（抜粋）

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

（4）少子化対策

（略）新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

地域少子化対策強化交付金（30.1億円）

※平成25年度補正で創設。

平成26年度補正では新たに「結婚～育児への前向きな機運醸成」を対象に加えるとともに交付上限を引上げ。

・補助率：10/10

・交付上限：都道府県 5000万円（市区町村分を除く。）

※特に大臣が必要と認めた場合は、7500万円

政令指定都市・中核市・特別区 2500万円

上記以外の市町村 1000万円

我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援する。

切れ目ない支援

結婚

妊娠

出産

育児

結婚～育児までの切れ目ない支援を行うための仕組みの構築

- ・切れ目なく支援するための総合的な体制の確立（専門人材の養成、掘り起し、登録等）
- ・地域一体となって支援を行うための関係者間の連携の仕組みの構築 等

結婚～育児への前向きな機運醸成

結婚に向けた情報提供等

- ・知識や体験を付与するための啓発・情報提供
- ・結婚希望者からの相談

等

妊婦健診

妊婦訪問

両親学級

妊娠・出産に関する情報提供

- ・不妊を含む妊娠・出産に関する正しい知識の情報提供、相談

等

乳児家庭全戸訪問

乳幼児健診

結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備

- ・人材育成・啓発・情報提供
- ・先進事例の情報収集・分析

等

産前・産後サポート事業、産後ケア事業等（厚生労働省モデル事業）

は、交付金を活用

は、既存事業や厚生労働省のモデル事業であり、これら事業とも連携しつつ交付金を活用

地域少子化対策強化交付金の事業例

※ 市町村事業を含む

結婚～育児までの切れ目ない支援を行うための仕組みの構築

結婚に向けた情報提供等

妊娠・出産に関する情報提供

結婚～育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備

【兵庫県】

■結婚・妊娠・出産・育児までを網羅した支援人材の育成

結婚から育児までを網羅した独自の研修プログラムを、地元大学の協力を得て作成するとともに、このプログラムを用いて、結婚から育児までの総合的な支援ができる人材を養成する。

【富山県】

■結婚力向上人材育成プロジェクト

独身者を支援する「なんとおせっ会」会員である結婚サポーターを対象として、独身者の適性を把握した婚活カルテに基づいた相談対応力を向上させる研修会を実施し、結婚に向けたきめ細やかなサポートを行う。

【福井県】

■働く女性が利用しやすい相談窓口の開設、出前講座の開催

働く女性が妊娠・出産について気軽に相談できるよう、土日に相談窓口を開設するとともに、事業所に出向いて妊娠・出産に関する正しい知識についての出前講座を実施する。

【山形県】

■妊娠期からの継続した家庭訪問支援

NPOが主体となり、産前、産後期、子育て期の継続した家庭訪問支援のためのボランティアの養成、訪問支援の試行等を行う。

【高知県】

■結婚から育児までのワンストップの相談窓口の開設

結婚から育児までに関する幅広い相談を受け付け、ワンストップで情報を提供する相談窓口を開設し、既設の窓口で行われている情報の一元的な提供や相談者の状況に応じて、最適な専門窓口へとつなぐ。

【徳島県】

■企業との連携による結婚支援の取組

企業・団体、在京、在阪の県人会、地域のNPO、農協、漁協等のネットワークを構築し、従業員や会員等に対する、地域の実情に応じた未婚男女へのマッチング支援、情報提供、相談対応等を行う。

【三重県】

■マタニティハラスメント・パタニティハラスメントのない職場づくり

就業継続を希望する女性が、妊娠・出産により離職を余儀なくされることを避けるため、企業にマタニティ・ハラスメントの防止と支援制度の整備、制度を利用できる職場風土の醸成を促す。併せて、パタニティハラスメントについて企業経営者に啓発する。

【広島県】

■企業経営者が主体となった男性の育児参加

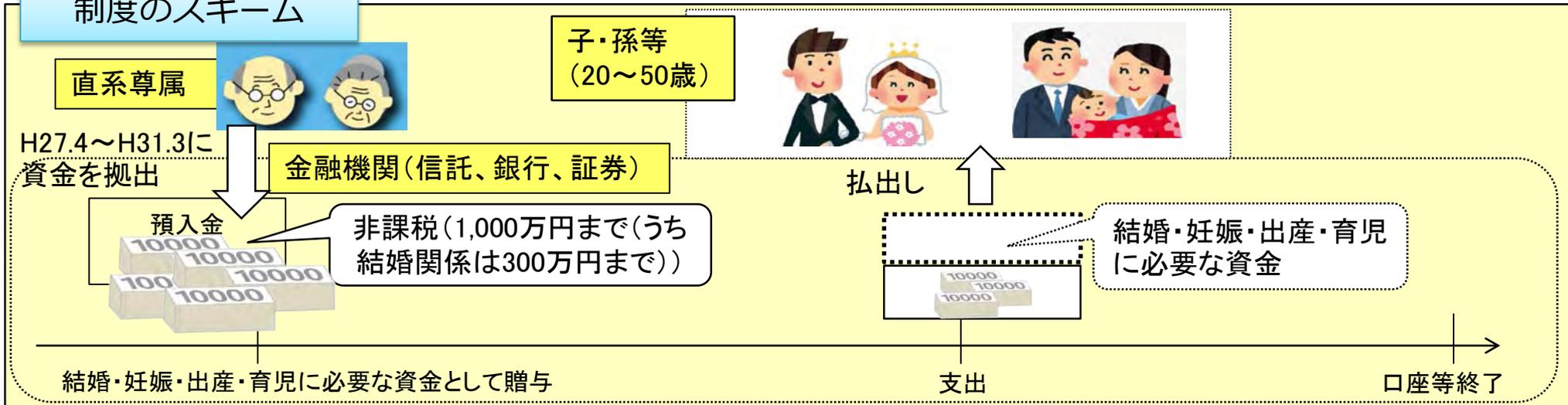
イクメン企業同盟（イクメンを応援する企業経営者の同盟）が主体的に職場の働き方改革を目指す行動を起こすと同時に、他の企業経営者にも呼びかけ、輪を広げることで、社会全体に対しても男性の意識改革、行動変容を促す。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要

制度の概要

- 直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚・妊娠・出産・育児に必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする。

制度のスキーム



資金使途

- 【結婚関係】 ・ 挙式等費用 ・ 新居の住居費 ・ 引越費用
- 【妊娠・出産・育児関係】 ・ 不妊治療費用 ・ 出産費用 ・ 産後ケア費用
- ・ 子の医療費 ・ 子の保育費（ベビーシッター費用含む）

残高の課税

- ①期間中に贈与者が死亡した場合には、残高を相続財産に加算。
- ②50歳到達時に終了。残高は贈与税課税。